

# 社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団役員等報酬及び費用弁償規程

制定 平成7年3月24日 規程第5号

改正 平成 8年 1月 8日規程第2号	平成 9年 1月 6日規程第2号
平成 9年12月22日規程第5号	平成10年12月28日規程第3号
平成11年12月27日規程第4号	平成17年 3月17日規程第2号
平成29年 3月28日規程第7号	平成30年 3月20日規程第4号
令和 2年 3月18日規程第3号	

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の役員等の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

## (役員等の範囲)

第2条 この規程において役員等とは、次の者をいう。ただし、山陽小野田市及び当該事業団の職員から任命された役員を除く。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 第三者委員
- (5) 評議員選任・解任委員会委員

## (報酬等)

第3条 常勤の役員等の報酬月額は、事業団職員給与規程（昭和60年規程第1号）の別表2給料表中の再雇用職員3級に定める額とする。ただし、正規の勤務日数に満たない場合は、同規程第14条の規定を準用し算出した日額を減額する。

2 非常勤の役員等の報酬日額は、山陽小野田市報酬及び費用弁償条例第3条第2項に定める額とする。

3 常勤の役員等には、期末勤勉手当を支給するものとし、事業団職員給与規程（昭和60年規程第1号）第7条の規定を準用する。

## (費用弁償)

第4条 事業団の役員等に支給する旅費の額は、事業団旅費規程（平成7年3月24日規程第5号）の規定を準用する。

## (その他)

第5条 この規程に定めるものを除くほか、役員等の報酬及び費用弁償の支給方法については、職員の例による。

## 附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成17年3月22日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和2年3月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 改正後の社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団役員等報酬及び費用弁償規程(以下「役員等報酬及び費用弁償規程」という。)を適用する場合において、改正前の役員等報酬及び費用弁償規程に基づいて支給された報酬は、改正後の役員等報酬及び費用弁償規程による報酬の内払いとみなす。